

平成 22 年 11 月 15 日

株式会社 北陸銀行

## 金融円滑化に関する措置の実施状況について

株式会社北陸銀行（頭取 高木 繁雄）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 7 条に基づき、中小企業者および住宅資金借入者からの債務の弁済にかかる負担軽減の申込みに関し、法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 22 年 9 月末までに対応した措置の実施状況の結果について、別紙のとおりお知らせいたします。

以上

< 本件に関する照会先：北陸銀行 融資第一部 北川・安川 076-423-7111 >

## 1. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者である場合）

（単位：百万円）

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	46,967	158,856	264,683	366,418
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	36,648	122,810	205,674	286,137
うち、実行に係る貸付債権の額	19,425	105,671	187,648	262,803
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	399	2,231	3,985	5,853
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	16,823	13,892	12,546	13,838
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	1,013	1,494	3,642
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	10,319	36,046	59,009	80,281
うち、実行に係る貸付債権の額	2,393	23,972	43,324	63,467
うち、謝絶に係る貸付債権の額	91	641	1,614	2,337
うち、信用保証協会等が債務の保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	70	112	420	624
うち、審査中の貸付債権の額	7,790	10,122	10,982	9,480
うち、取下げに係る貸付債権の額	43	1,309	3,087	4,994

## 2. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,556	5,355	8,989	12,434
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	669	2,214	3,861	5,494
うち、実行に係る貸付債権の数	414	1,874	3,465	5,049
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	38	75	122
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	253	278	275	232
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	24	46	91
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	887	3,141	5,128	6,940
うち、実行に係る貸付債権の数	222	2,111	3,791	5,537
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	40	123	187
うち、信用保証協会等が債務の保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	2	3	18	30
うち、審査中の貸付債権の数	650	841	889	716
うち、取下げに係る貸付債権の数	12	149	325	500

### 3. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	13,042	31,370	46,670	63,846
うち、実行に係る貸付債権の額	1,180	22,503	36,864	51,972
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	399	1,813	2,569	2,985
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	22	42	332	523
うち、審査中の貸付債権の額	11,462	6,979	6,940	6,923
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	73	296	1,965

### 4. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	169	502	851	1,118
うち、実行に係る貸付債権の数	30	301	637	916
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	25	51	68
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	1	4	12	20
うち、審査中の貸付債権の数	137	172	148	93
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	15	41

5. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	2,132	5,944	9,565	12,749
うち、実行に係る貸付債権の額	286	2,812	5,807	8,538
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	174	511	809
うち、審査中の貸付債権の額	1,596	2,059	1,711	1,304
うち、取下げに係る貸付債権の額	249	897	1,534	2,096

6. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	146	420	665	899
うち、実行に係る貸付債権の数	20	201	411	618
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	17	39	59
うち、審査中の貸付債権の数	111	142	114	87
うち、取下げに係る貸付債権の数	15	60	101	135